

平成24年8月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第47553号 謝罪広告等請求事件 (以下「第1事件」という。)

平成23年(ワ)第10874号 損害賠償請求事件 (以下「第2事件」という。)

口頭弁論終結日 平成24年6月12日

判 決

横浜市緑区寺山町524

第1事件原告兼第2事件原告 槌 田 敦
(以下「原告」という。)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

第1事件被告 国立大学法人東京大学
(以下「被告東京大学」という。)

同代表者学長 濱 田 純 一

埼玉県春日部市米島741-16

第1事件被告 住 明 正
(以下「被告住」という。)

東京都千代田区永田町2丁目10番3号株式会社三菱総合研究所内

第2事件被告 小 宮 山 宏
(以下「被告小宮山」という。)

仙台市青葉区大手町6-1-1201

第2事件被告 明 日 香 壽 川
(以下「被告明日香」という。)

東京都練馬区関町南2丁目18番13号

第2事件被告 濱 田 純 一
(以下「被告濱田」という。)

上記5名訴訟代理人弁護士 清 水 幹 裕
同 溝 内 健 介

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

- (1) 被告東京大学は、次の行為をしてはならない。

ア 「地球温暖化懐疑論批判」と題する書物の印刷、配布

イ 「地球温暖化懐疑論批判」と題する書物のインターネット等による配信

- (2) 被告東京大学は、同法人のホームページ (http://www.u-tokyo.ac.jp/index_j.html) のトップページ及び被告東京大学 IR3S/TIGS のホームページ (<http://tigs.ir3s.u-tokyo.ac.jp/>) のトップページに、それぞれ別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を1か月掲載せよ。

- (3) 被告東京大学は、朝日新聞の朝刊全国版社会面広告欄に別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を1回掲載せよ。

- (4) 被告東京大学及び被告住は、原告に対し、連帯して150万円及びこれに対する平成22年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 第2事件

被告小宮山、同明日香及び同濱田は、連帯して150万円及びこれに対する被告小宮山及び被告濱田については平成23年4月22日から、被告明日香については同月23日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、被告東京大学が平成21年10月に出版した「地球温暖化懐疑論批判」と題する書物（甲7，乙1。以下「本件書籍」という。）によって、名

譽を毀損されたと主張する原告が、被告東京大学に対し、本件書籍の印刷、配布及びインターネット等による配信の差止め並びに謝罪広告の掲載を求めるとともに、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償として、連帯して慰謝料150万円と各訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（証拠（甲7）により容易に認められる事実）

(1) 本件書籍の「はじめに」には、「現在起きている温暖化の要因を、産業革命以降の人為的な二酸化炭素の排出を主な要因とする考え方（以下では、『人為的排出二酸化炭素温暖化説』と呼ぶ）や温暖化対策の重要性などに対して、懐疑的あるいは否定的な言説」として原告の論文を複数含む12名の日本人学者の論文を掲げた上（iv頁）、「人為的排出二酸化炭素温暖化説の信頼性や温暖化問題の重要性に対して懐疑的あるいは否定的な議論には、次のような特徴をもつものが多い。」として、以下の9項目を掲げている（v頁。以下「本件9項目の記載」という。）。

ア 既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解している。

イ 既に十分に考慮されている事項を、考慮していないと批判する。

ウ 多数の事例・根拠に基づいた議論に対して、少数の事例・根拠をもって否定する。

エ 定量的評価が進んできている事項に対して、定性的にとどまる言説を持ち出して否定する（定性的要因の指摘自体はよいことではあるものの、その意義づけに無理がある）。

オ 不確かさを含めた科学的理解が進んでいるにもかかわらず、不確かさを強調する。

カ 既存の知見を一方的に疑いながら、自分の立論の根拠に関しては同様な疑いを向けない。

キ 問題となる現象の時間的及び空間的なスケールを取り違えている。

ク 温暖化対策に関する取り決めの内容などを理解していない。

ケ 三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある。

(2) また、本件書籍の本文では、「議論1」から「議論36」までにおいて、上記の「人為的排出二酸化炭素温暖化説の信頼性や温暖化問題の重要性に対して懐疑的あるいは否定的な議論」（以下「懐疑論」という。）について、各論者の見解を論文を特定して掲げた上、これに対する反論を記載して懐疑論を批判し、また「最後に」（73頁）が付加されているが、これらの中には以下のような記載が含まれている（以下のアないしウの記載を「本件本文の記載」という。）。

ア 投稿論文が学術誌に掲載されない理由も、ただ単に論文の要件を満たしていないためであり、学会ファシズムといったような批判は被害妄想と自信過剰の賜物以外の何物でもない（8頁）。

イ 温暖化対策を遅らす余裕を人類は持たないはずなのに、ドロドロとした政治や利益集団、そして彼らに意識的、あるいは無意識的に操られた懐疑論者が相も変わらず足を引っ張っている（73頁）。

ウ 自己利益だけのために温暖化対策に反対する人々に都合よく使われ、温暖化対策は必要不可欠という社会意識の醸成を阻むボディーブローのように効いている懐疑論に対しては、（疲れるなど思いつつも）一つ一つ丁寧に反論をしていかねばと思う（73頁）。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 被告東京大学による名誉毀損の成否

(原告の主張)

ア 本件書籍の本文の議論1から36のうち33の議論には執筆者氏名がなく、本件書籍は普通の意味での論文集ではなく、被告東京大学が責任を負う。そして、被告東京大学は、原告らの学説に対し、本件9項目の記載を行ってその名誉を毀損した。また、本件本文の記載も、東京大学による名

誉の毀損である。なお、本件書籍は、議論14において、原告の見解が「二酸化炭素の温室効果による地球温暖化はなく、気温上昇が二酸化炭素濃度上昇の原因である」と述べるものであるとした上で、それが誤りであるとしているが（甲7の32頁）、原告は二酸化炭素に温室効果がないとは言っていないから、なおさら名誉毀損に該当する。

イ 被告東京大学は、準国家機関であり、表現の自由を享有せず、国民の学問の自由を守る立場にあるから、本件9項目の記載や本件本文の記載による名誉毀損について、公共の利害に関する事項について、公益を図る目的での論評であるとの主張は無意味であり、そのことによって、その違法性や有責性は否定されない。また、上記名誉毀損は、国立大学法人法22条の定める被告東京大学の業務の範囲に属さず、同法に違反することからも、そのことがいえる。

ウ 本件9項目の記載のうち、被告側から、原告の見解に対して指摘したもののとして明らかにされたのは、以下の5項目であるが（乙8、9）、その具体的な内容として明らかにされた本件書籍の各議論の被告らの反論はいずれも誤っており、虚偽でもある。

（ア）項目ア（既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解している）について、本文の議論14を挙げるが、議論14についての懐疑論に対する反論は、原告によるデータの誤解、曲解はないから誤りである。

（イ）項目イ（既に十分に考慮されている事項を、考慮していないと批判する）について、本文の議論26を挙げるが、議論26についての懐疑論に対する反論は、水蒸気の効果を90%と固定し、CO₂の効果だけを論じているが、水蒸気濃度が高ければCO₂の効果は隠れてしまうのであり、このことが考慮されていないから誤りである。

（ウ）項目エ（定量的評価が進んできている事項に対して、定性的にとどまる言説を持ち出して否定する）について、本文の議論17（研究3）を

挙げるが、議論17についての懐疑論に対する反論は、定性的な考察で否定されるような定量的考察は無意味であるから、誤りである。また、本文の議論26も挙げるが、この議論については上記イ)のとおりである。

(エ) 項目キ（問題となる現象の時間的及び空間的なスケールを取り違えている）について、本文の議論14を挙げるが、原告らの研究は数年規模の研究ではなく35年間のデータにより論じている。本文の議論31も挙げ、寒冷化は数万年後の話というが、原告は数百年規模で気候変動があると考えている。時間的空間的スケールの取り違えなどない。

(オ) 項目ケ（三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある）について、被告住の陳述書（乙9）では、大前提、小前提、結論らしきものが示されておらず、意味不明であり、被告明日香の供述（本人調書40から47頁）も意味不明である。後に出された被告明日香の陳述書（乙19）は、三段論法とは二つの前提だけから結論を得ることについて無知であることを示すこととなった。

（被告らの主張）

ア 本件9項目の記載は、日本あるいは世界に存在している懐疑論の一般的な傾向を記載したものであり、特定の個人を念頭に置いた記載ではない。学者が自説と異なる見解に反論し、その論拠を挙げることはあまりにも当然のことであり、それなくして学問の発展はあり得ない。これによって原告の社会的評価が低下するものではなく、本件において名誉毀損は成立しない。

イ 本件書籍は、被告明日香を中心とするグループが、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書等をもとに、懐疑論者の議論につき科学的な反論をまとめたものである。東京大学サステイナビリティ学連携研究機構（以下「IR3S」という。）がこれを評価し、広く公開する意義があると考えて作成、発行されたものである。内容は、地球温暖化問題とい

う公共の利害に関する事項についての論評を主題とする意見表明であり、その目的は専ら公益を図ることにあり、その前提とする事実は主要な点で真実であり、原告に対する人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものではない。なお、被告東京大学は、「深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を社会に提供する」（教育基本法7条1項）ものであり、また「教育研究を行い、その成果を広く社会に提供」することができる（学校教育法83条2項）。

ウ 本件9項目の記載のうち、代表的な例を述べると以下のとおりである。

(ア) 項目ア（既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解している）について、本文の議論14中の図6により、二酸化炭素濃度の変動が常に気温に追随すると考えるのは拡大解釈である。

(イ) 項目イ（既に十分に考慮されている事項を、考慮していないと批判する）について、本文の議論26のとおり、人為的排出二酸化炭素温暖化説（以下「温暖化説」という。）においても、大気の温室効果をもたらす最大の原因が水蒸気であることは十分に考慮されている。

(ウ) 項目エ（定量的評価が進んできている事項に対して、定性的にとどまる言説を持ち出して否定する）について、本文の議論17（研究3）にあるとおり、6つの独立した手法を用いた定量的な分析がされている事項（海洋炭素量減少の否定）に対して、懐疑論は、定性的にとどまる言説を持ち出して否定する。

(エ) 項目キ（問題となる現象の時間的及び空間的なスケールを取り違えている）について、本文の議論14のとおり、懐疑論は、問題となる現象の時間的なスケールを取り違えている。また、本文の議論31のとおり、懐疑論は、数万年後に起こるとされている氷期の到来を念頭においているが、温暖化説が問題としているのは、今後数百年の間の温暖化である。

(オ) 項目ケ（三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある）について、

懐疑論では、本文の議論18のとおり、「大前提：人間が放出した二酸化炭素の約3割は海洋・森林に吸収される」、「小前提：人間が放出した二酸化炭素は選択的に吸収されるので、人間が放出した二酸化炭素のうち大気中に残存するのは3.33年分の放出量である」、「結論：よって、人為的に放出された二酸化炭素の大気中滞留時間は短い。」とされているが、上記小前提は間違いであるから、三段論法は成立しない。

(2) 被告小宮山は、本件書籍の発行について不法行為責任を負うか。

(原告の主張)

被告小宮山は、平成21年3月まで被告東京大学の学長であり、IR3Sの機構長であったが、政治的な立場はCO₂排出削減による地球温暖化防止であり、その退任後に懐疑論に終止符を打つとの談話(甲7の7)を公表した。被告小宮山は、その秘策として、被告東京大学の権威を使って懐疑論を押さえ込むこととし、被告東京大学の学長であった間に、懐疑論批判のための書籍を発行することを決め、被告明日香と被告住が中心となって反論するように指示したのであった。本件書籍の内容は、被告明日香らの私的な印刷物の範囲を出ていなかったが、同年10月に被告東京大学の発行とすることで、被告東京大学の権威と影響力を持ち、原告に対する名誉毀損が回復できないものとなった。

(被告らの主張)

本件書籍は、被告小宮山の科学認識に基づいて発行されたものではなく、被告東京大学、IR3Sの判断により発行されたものである。被告小宮山において、被告東京大学が出版することから議論を打ち止めにできるという認識はない。

(3) 被告明日香は本件書籍の発行について不法行為責任を負うか。

(原告の主張)

被告明日香は、平成21年5月の段階で、本件書籍とほぼ同一内容の私的

印刷物（甲7の5）を発行していたが、被告東京大学発行となることで、発行の資金、配布ルートに決定的な格差が生じ、影響力も甚大となり、名誉毀損が原告にとって回復不可能となった。この点について被告明日香は注意義務を尽くさなかった。

（被告らの主張）

懐疑論批判が名誉毀損になるとはおおよそ考え難く、被告明日香に注意義務違反があるとはいえない。

(4) 被告住は本件書籍の発行について不法行為責任を負うか。

（原告の主張）

被告住は、日本気象学会において、組織として価値観を伴うような決定をするのは問題があるので個人でやるしかない旨の発言をしながら（甲19）、IR3Sのディレクターとして本件書籍の発行に同意したのは、明らかに矛盾している。また、本件9項目の記載のうち、項目クを除く8項目は被告住が記載したものと考えられる。

（被告の主張）

懐疑論批判が名誉毀損になるとはおおよそ考え難く、被告住に注意義務違反があるとはいえない。

(5) 被告濱田は本件書籍の発行について不法行為責任を負うか。

（原告の主張）

東京大学学長であり、また、IR3S機構長でもある被告濱田は、本件東京大学による名誉毀損が行われないようにすべき注意義務を怠った。

（被告の主張）

懐疑論批判が名誉毀損になるとはおおよそ考え難く、被告濱田に注意義務違反があるとはいえない。

(6) 本件名誉毀損による損害

（原告の主張）

本件名誉毀損により、「kikulog」というブログに反応が現れ（甲12）、原告を囲む地球温暖化を考える座談会が中止となったり、東京工大大学院や学芸大学の原告の講義がなくなり、東京大学小谷研OB会からも原告は破門状態となるなど、その影響は大きい。これによって原告が被った精神的苦痛を慰謝するために必要な金額は150万円である。

（被告の主張）

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（被告東京大学による名誉毀損の成否）について

(1) I R 3 Sによる本件書籍出版の経緯

前提事実に加え、証拠（甲7、7の2ないし7、甲19、23、乙1、8ないし19、原告本人、被告明日香本人）と弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告明日香は、東北大学東北アジア研究センター教授として、地球温暖化問題を研究分野とする研究者であり、懐疑論に対し批判的な立場をとり、環境経済・政策学会では、原告と対立していた。そして、被告明日香は、平成17年10月20日、環境経済・政策学会発表資料修正加筆版として、「温暖化問題懐疑論へのコメント」と題する文書を公表した。被告明日香以外にもこれに参加する学者があり、被告明日香らは、これをしだいにバージョンアップするとともに、参加する学者らもその数を増加していった。平成21年5月21日付けの「Ver. 3.0」には、本件9項目の記載と同一内容の記載が初めてされたが、その記載は、「Ver. 3.0」に関与した全員で書いたものであった。そして、「Ver. 3.0」には、本件書籍とほぼ同一内容の記載がされた。なお、執筆者の1人である山本政一郎は、「Ver. 3.0」が公表された当時被告東京大学の大学院生であり、同年7月中は、同大学の客員共同研究員、その後、独立行政法人産業技術総合研究

所の職員であった。

イ 被告小宮山は、平成21年3月まで被告東京大学の学長で、IR3Sの機構長の立場にあった者であるが、その在職中に、地球温暖化問題についてインタビューを受け、懐疑論について、「言おうと思えば何でも言えるんです。まるでゲリラ戦ですよ。でも、こういった議論はもう打ち止めにしたい。」とした上で、IR3Sから、懐疑論に対して反論する本を同年5月に出版すること、被告明日香と被告住が中心となって、きちんと反論すると答えた。このインタビュー記事が公表されたのは、退職後であった。なお、IR3Sとは、東京大学が中心となり、京都大学等の参加機関、東北大学などの協力機関で構成される大学・研究機関のネットワークである。

ウ 被告住は、被告東京大学の教授で、IR3Sの統括ディレクターの立場にあるが、前記「温暖化問題懐疑論へのコメント」の「Ver.2.4」が公表された平成20年ころから、IR3Sから書籍として出版することを被告明日香に打診しており、被告明日香は、この打診に応ずる意向を示していた。なお、被告住は、平成21年3月13日に開催された日本気象学会の評議員会において、懐疑論に関して、「明日香さんたちの非常によくまとめたホームページが存在するので、印刷してもっと配布しようと考えている。しかし、組織としてそういう意思決定、価値観を伴うような決定をするのは問題があるので個人がやるしかない。そういう点では、学会としては議論の場を提供するというようなフレームワークにならざるを得ないのではないか。」との発言をしている。

エ 本件書籍が出版されたのは、平成21年10月となったが、本件書籍において、本文の議論1から36までのうち、議論1、2、30ないし36には、被告明日香が著者として明示され、それ以外の27の議論（第3章の全部）は共著とされた。その共著部分は、参加した学者の1

名が中心となって記載したものであるが、それ以外の者も意見や、情報を提供したものであり、その結果共著ということにして、特に著者を明示しなかったものである。上記の議論2（8頁）のほか、本件書籍の「最後に」（73頁）も被告明日香が記載したものであるため、本件本文の記載は、いずれも被告明日香において行ったものである。また、山本政一郎は、本件書籍の出版当時は被告東京大学に所属している者ではなかったが、執筆当時の所属である被告東京大学の肩書のままとされた。

オ そして、本件書籍は、初版は1万部で、後に500部が増刷され、印刷製本のため246万7500円が、発送に38万6400円が、増刷のために72万4500円がそれぞれIR3Sの予算から費やされた。

(2) 本件9項目の記載と本件本文の記載の責任主体

ア 原告は、本件書籍の本文の議論1から36のうち33の議論には執筆者氏名がなく、本件書籍は普通の意味での論文集ではなく、被告東京大学が責任を負う旨主張する。

イ しかし、上記(1)アのとおり、本件9項目を含む本件書籍の内容は、ほぼ同一のものが被告明日香らの「温暖化問題懷疑論へのコメント」の「Ver. 3.0」として既に公表されていたものである。それが後に、上記(1)イないしオの経緯を経て、IR3Sの出版物となったとはいえ、その表紙には、上記コメント「Ver. 3.0」に関わった学者らの名前が明示されているのであるから、その本文の議論1から36までのうち一部の議論（上記(1)のとおり、その数は27と認められる。）に執筆者名が書かれていないとしても、これら学者らの共同の見解であることは明らかであり、被告東京大学の見解そのものであるなどと評価することはできない。

そこで、以下は、本件9項目の記載と本件本文の記載が、これら学者らの見解の表明として名誉毀損となるかを検討することとする（これが肯定される場合に、その出版を行ったIR3Sが所属する被告東京大学の責任

が問題となることになる。)

(3) 本件9項目の記載と本件本文の記載の評価方法

ア 本件9項目の記載と本件本文の記載は、懐疑論全体についての評価を述べるもので、原告に対し直接向けられたものではないから、原告の社会的評価を直ちに低下させるものということとはできない。しかも、その内容は、学説としての議論をしていることが明らかであり、多少表現ぶりとして不穏当な部分があったとしても、これによって原告の社会的な評価が低下するということも困難である。したがって、これらの点で既に名誉毀損該当性については相当に疑問があるといわなければならない。

イ もっとも、本件書籍の本文の議論1ないし36では、懐疑論の内容を記載し、それが懐疑論のどの論文であることを明示した上で反論しているところ、その中には原告の論文も掲げられていることからすると、一般読者の普通の注意と読み方をもって、本件書籍の全体を通して読むと、本件9項目の記載のうち、被告ら(乙8, 9)において原告の論文を対象として含む本文の議論(議論14, 17, 18, 26, 31)が根拠であるとされた部分(項目ア, イ, エ, キ及びケ)と本件本文の記載のうちのア(8頁)は、原告にも向けられたものと理解されないものでもない(本件9項目の記載と本件本文の記載のうち、その余の部分は、原告に直接向けられたものと認めることはできず、原告に対する名誉毀損を認めることはできない。)

ウ そこで、さらに検討するに、本件9項目の記載(項目ア, イ, エ, キ及びケ)と本件本文の記載アは、一般読者の普通の注意と読み方を基準として、前後の文脈を考慮すると、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものということとはできず、懐疑論についての意見ないし論評の表明に属するといふべきである(例えば、イの「すでに十分に考慮されている事項を、考慮して

いないと批判する」のうち、十分に考慮されているか否かは、証拠等によってその存否を決することのできる事項とは言い難い。)。また、本件9項目の記載(項目ア、イ、エ、キ及びケ)と本件本文の記載アは、その行為が懐疑論という公共の利害に係る見解について、専ら公益を図る目的で行われたことは、その内容から明らかであるから、その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分で真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があれば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当である(最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照)。

エ この点について、原告は、被告東京大学は、準国家機関であり、表現の自由を享有せず、国民の学問の自由を守る立場にあるから、本件9項目の記載や本件本文の記載による名誉毀損について、公共の利害に関する事項について、公益を図る目的での論評であるとの主張は無意味である旨主張する。しかし、被告東京大学は、国立大学法人法2条1項に規定される国立大学法人であるところ、憲法第三章に規定する国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用されると解すべきであり、国立大学法人は、憲法23条で保障される学問の自由を確保するために、大学の自治や教育研究の特性に配慮して、独立行政法人とは異なる法人類型として設けられたものであって、その性質上、表現の自由や学問の自由を享有するものと解するのが相当である。国立大学法人がこれらの自由を享有しないという考えは独自の見解であるというほかない上、本件9項目の記載と本件本文の記載は、上記(2)のとおり、被告東京大学の見解そのものであるなどということとはできないのであって、原告の上記主張は、その

前提を欠くと言わなければならない。

また、被告東京大学を中心とする I R 3 S が、被告明日香らのコメント「Ver. 3.0」を学問的に価値のあるものと評価して、これを書籍として出版する活動は、国立大学法人法 22 条 1 項に規定する「当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動」（3号）、「当該国立大学における研究の成果を普及」（5号）及び「前各号の業務に附帯する業務」（7号）に該当するものであって、同条に違反するなどということもできない。

なお、被告住は、日本気象学会の評議員会において前記(1)ウに記載のとおり発言をしているが、被告住が、「組織としてそういう意思決定、価値観を伴うような決定をするのは問題がある」としているのは、日本気象学会が温暖化問題について一定の価値観を伴う決定をすることを指していることがその文脈から明らかであり、I R 3 S が被告明日香らのコメント「Ver. 3.0」を書籍として出版することまで問題があるとするものではないから、被告住の上記発言は、上記判断を左右するものではない。

(4) 本件 9 項目の記載（項目ア、イ、エ、キ及びケ）と本件本文の記載アの前提となる事実の真実性

そこで、本件 9 項目の記載（項目ア、イ、エ、キ及びケ）と本件本文の記載アの前提となる事実の真実性について以下判断する（ただし、法令の適用によって解決するに適さない学術上の争いは、裁判所の判断を受けべき事柄ではない（最高裁昭和 41 年 2 月 8 日第三小法廷判決・民集 20 卷 2 号 196 頁参照）。したがって、上記事実のうち、学術上の争いと認めべき部分については、その真実性を判断しない。）。

ア 項目ア（既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解している）について

証拠（甲 7、乙 9、原告本人）と弁論の全趣旨によれば、温暖化説の立場からは、本文の議論 14 中の図 6 は、キーリングが二酸化炭素濃度の長

期的な傾向（人間活動の影響）を除いた場合の気温上昇と二酸化炭素濃度上昇との関係を明らかにしたもので、この図6から二酸化炭素濃度の変動が常に気温に追随すると考えるのは拡大解釈であると理解していること、原告は、この見解と異なる理解を示し、新たな研究成果（甲22）をもって自説を根拠づけようとしていることが認められる。しかし、上記の温暖化説の理解や原告の見解の当否などの評価にわたる部分を除き、上記のような上記図6に対する理解の対立のあることは事実であるから、項目アの論評が前提としている事実は真実であると認めるほかない。

なお、原告は、本文の議論14について、原告は二酸化炭素に温室効果がないなどとは言っていないから、なおさら名誉毀損であるとの主張をしているが、本文の議論14は原告の論文について「二酸化炭素の温室効果による地球温暖化はなく」と要約しているにすぎないから、原告の上記主張は、その前提を欠く。

イ 項目イ（既に十分に考慮されている事項を、考慮していないと批判する）について

証拠（甲7、乙9、原告本人）と弁論の全趣旨によれば、本文の議論26のとおり、温暖化説においても、大気の温室効果をもたらす最大の原因が水蒸気であることは考慮していること、これに対し、原告は、温暖化説の水蒸気の影響の考慮方法を批判するものであることが認められる。このことからすると、温暖化説の考慮が十分か否かや、原告の批判の当否などの評価にわたる部分を除くと、項目イの論評が前提としている事実は真実であると認めるほかない。

ウ 項目エ（定量的評価が進んできている事項に対して、定性的にとどまる言説を持ち出して否定する）について

証拠（甲7、乙9、原告本人）と弁論の全趣旨によれば、本文の議論17（研究3）にあるとおり、6つの独立した手法を用いた定量的な分析が

されている事項（海洋炭素量減少の否定）に対して，原告は，定性的な考察に合わない計算はいくら計算しても誤りであるとの立場をとっていることが認められる。このことは，温暖化説の定量分析の正誤や原告の立場の当否等，評価にわたる部分を除くと，温暖化説が定量的な分析をしたことについて，原告が定性的な言説で批判するものと理解し得るから，項目エの論評が前提としている事実は真実であると認めるほかない。

エ 項目キ（問題となる現象の時間的及び空間的なスケールを取り違えている）について

証拠（甲7，乙9，原告本人）と弁論の全趣旨によれば，本文の議論14のとおり，温暖化説では，100年程度のタイムスケールで二酸化炭素濃度が上昇したときの気温上昇を問題としているのに対し，懐疑論において取り上げられるエルニーニョ現象の影響は，数年程度であるとされていること，これに対し，原告は，35年間のデータを使っていると主張していることが認められる。このことによれば，温暖化説の分析の正誤や原告の見解の当否等の評価にわたる部分を除けば，温暖化説が問題としている時間的スケールと原告の主張の根拠となっているデータの時間的なスケールとの間に差のあることは認められ，項目キの論評が前提としている事実は真実であるというほかない（したがって，本文の議論31は問題とする必要がない。）。

なお，空間的なスケールの取り違えという批判が，原告に向けられた論評であることを認めるに足る証拠はない。

オ 項目ケ（三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある）について

証拠（甲7）によれば，本文の議論18のとおり，温暖化説では，人間が放出した二酸化炭素の全てが海洋・森林によって吸収されない限り，人間活動によって放出される二酸化炭素濃度は毎年上昇するとの大前提の下，人間が放出する二酸化炭素のうち，海洋・森林に吸収されるのは約3割で

あるとの小前提を採ると、二酸化炭素濃度は毎年上昇するとの結論を採ることになるのに対し、原告の見解では、上記の小前提から、残った約7割の二酸化炭素も繰り返し3割ずつ吸収されてそれが永遠に繰り返されると、人間が放出した二酸化炭素のうち大気中に残存するのは3.33年分の放出量にすぎないとの結論に到達することになることが認められる。温暖化説の理解や、原告の見解の当否などの評価にわたる部分を除くと、上記の見解の対立のあることは事実であり、項目ケの論評が前提としている事実は真実であるというほかない。

カ 本件本文アの記載について

証拠（甲7, 6の2, 甲13, 15）と弁論の全趣旨によれば、原告が社団法人日本気象学会の「天気」という機関誌に論文を掲載しようとしたところ、査読制度において、掲載を拒否されたことから、その掲載拒否を恣意的な理由で研究発表の自由を奪う行為であるなどといって批判をしていることが認められるから、本件本文の記載アの論評が前提としている事実は真実であると認められる。

- (5) 人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものかについて
本件9項目の記載（項目ア, イ, エ, キ及びケ）と本件本文の記載アは、その表現ぶりが穏当でない部分もあるが、その内容自体が原告に対する人身攻撃ないし論評としての域を逸脱したものと認めることまではできない（被告明日香本人尋問の結果によると、学者間の論争においては、上記のような言葉が出るケースのあることは認められるし（本人調書15頁）、そもそも原告は、記載の内容自体よりも、被告東京大学において出版したことを問題としている（原告本人調書22頁）。）。

また、前記(1)イのとおり、被告小宮山は、懐疑論について、「こういった議論はもう打ち止めにしたい」と発言していたことが認められるものの、この発言を受けて明日香らのコメント「Ver. 3.0」の内容が決定されたことを

認めるに足る証拠はなく、被告小宮山の上記発言を根拠に本件9項目の記載（項目ア、イ、エ、キ及びケ）と本件本文アの記載が原告に対する人身攻撃ないし論評としての域を逸脱したものと認めることはできない。

なお、前記(1)ア及びエのとおり、山本政一郎は、被告明日香らのコメント「Ver. 3.0」の執筆者の一人であり、その公表当時は被告東京大学に所属していたが、本件書籍出版当時は、被告東京大学に所属していなかったにもかかわらず、本件書籍における肩書が「東京大学」とされている。しかし、このことから、直ちに被告東京大学の権威を使って原告に対する人身攻撃をするなどの意図を推測するというところまではできない。

(6) 争点(1)（被告東京大学による名誉毀損の成否）についての結論

以上のとおり、本件9項目の記載（項目ア、イ、エ、キ及びケ）と本件本文アの記載は、公共の利害に係る見解について、専ら公益を図る目的で行われたもので、その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分で真実であることの証明があり、かつ、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものであるということもできないから、上記行為は違法性を欠く。

また、前記のとおり、その余の本件9項目の記載や本件本文の記載は、そもそも原告に向けられたものと認めることができず、名誉毀損の問題が生ずる余地がない。

そうすると、本件書籍に関する原告の名誉毀損による不法行為の主張は理由がなく、本件書籍をIR3Sの事業の一環として出版した被告東京大学の行為についても不法行為が成立する余地がない。

2 争点(2)ないし(4)（その余の被告らの不法行為責任）について

以上の検討によると、本件書籍に関する原告の名誉毀損による不法行為の主張は理由がないのであるから、その余の被告らの不法行為責任も認めることができない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官 都 築 政 則

裁判官 川 崎 聡 子

裁判官 齊 藤 隆 広